

善通寺 「悪質商法」「詐欺」被害防止のためのネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が連携して、消費者に対し悪質商法、詐欺（以下「悪質商法等」という。）被害防止のための情報の提供及び啓発活動を推進するとともに適切な相談活動等を通じて消費者トラブルの未然防止及び拡大防止を図ることを目的とする。

(ネットワークの設置)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる関係機関等による善通寺 「悪質商法」「詐欺」被害防止のためのネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

- (1) 善通寺在宅介護者の会
- (2) 悪質商法等の被害者又はその家族若しくは家族を代理する者
- (3) 善通寺市老人クラブ連合会
- (4) 善通寺市民生委員児童委員協議会
- (5) 社会福祉法人千周会
- (6) 社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会
- (7) その他前条の目的に賛同する団体

2 オブザーバーとして、その都度必要と思われる機関、団体に意見を求め又は会議に出席を求めらるものとする。

(活動内容)

第3条 ネットワークは、第1条に規定する目的達成のため次に掲げる活動を行う。

- (1) 悪質商法等による被害の早期発見に向けた地域見守りネットワークの構築。
- (2) 悪質商法等に対するネットワーク及び関係する機関、団体との連携による迅速な対応。
- (3) 悪質商法等による被害の拡大防止に向けた効果的な情報提供。
- (4) その他悪質商法等被害防止のため、必要と認められること。

(個人情報の取り扱い)

第4条 ネットワークへ参加する関係機関等の構成員（以下「構成員」という。）は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 構成員は、このネットワークの活動によって知り得た個人情報を、この活動の目的以外に利用、漏洩してはならない。また構成員でなくなった後も同様とする。

(庶務)

第5条 ネットワークの庶務は、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営について必要な事項はネットワークに諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。